

滋 鳥 獣 第 9 4 号
令和 3 年 (2021 年) 6 月 4 日

滋賀県環境審議会 会長 様

滋賀県知事 三日月 大造



滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第4次）の策定について（諮問）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき標記の計画を策定したいと考えますので、同条第 3 項において準用する第 4 条第 4 項の規定に基づき、貴審議会の意見を伺います。

滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第4次）の策定について

自然環境保全課鳥獣対策室

1. 計画の概要

ニホンジカによる農林業被害が増大し、農作物や造林木等に深刻な影響を及ぼしていることに加え、森林における植生の衰退等生物多様性に及ぼす影響が顕著となってきている。

このため、農林業被害の軽減を図り、森林生態系の衰退を防止し、ニホンジカの健全な個体群の安定的維持を図ることを目的として、生息数や被害状況を的確に把握しつつ、個体群管理および被害防除の実施を図る。

【第二種特定鳥獣管理計画】

鳥獣保護管理事業計画に即して知事が定める任意計画。鳥獣種ごとに定め、本計画のもと各種対策を推進。生息数が著しく増加し、またはその生息地の範囲が拡大している鳥獣（第二種特定鳥獣）の管理に関する計画

2. これまでの経過

第1次特定計画期間	平成17年11月15日 ～ 平成24年3月31日
計画第1期：	平成17年11月15日 ～ 平成20年3月31日
計画第2期：	平成20年4月1日 ～ 平成24年3月31日
第2次特定計画期間	平成24年4月1日 ～ 平成27年5月28日
法改正後特定計画期間	平成27年5月29日 ～ 平成29年3月31日
現行計画（第3次）	平成29年4月1日 ～ 令和4年3月31日
次期計画期間（5年間）	令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日

3. 計画策定スケジュール（予定）

時期	概要
令和3年6月	環境審議会への諮問
令和3年7月	第1回ニホンジカ特定計画検討会
令和3年9月	特定鳥獣管理計画関係者検討会（市町、自然保護団体等）
令和3年9月	第2回ニホンジカ特定計画検討会
令和3年9月	第1回自然環境部会（素案について）
令和3年10月	関係機関協議（市町向け）
令和3年11月	第2回自然環境部会（答申案について）、環境審議会の答申
令和3年12月	県民政策コメントの実施、市町等への計画案に係る意見照会、関係機関協議（近隣府県向け）
令和4年3月	計画の策定・公表

※上記以外に、庁議および関係課に随時説明。

滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画(第3次)の概要

現 状

○分布状況

- シカの分布可能な地域にはほぼすべて分布し、生息域も拡大。

○生息数の動向

- 生息密度指標である糞塊密度は、上昇傾向に有り、特に湖北地域での上昇が顕著。

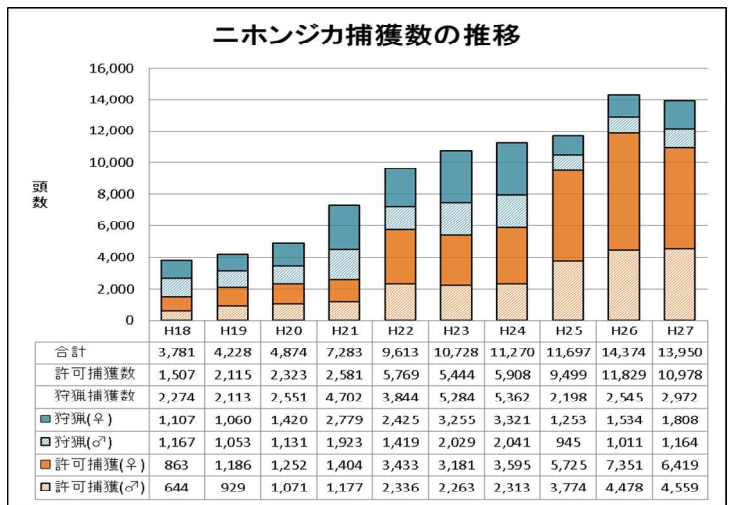
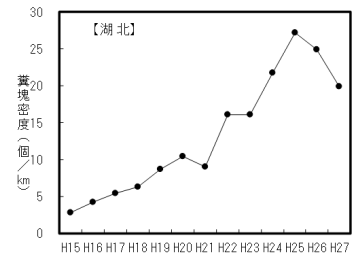
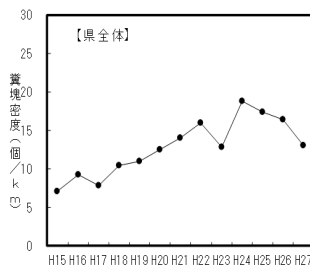
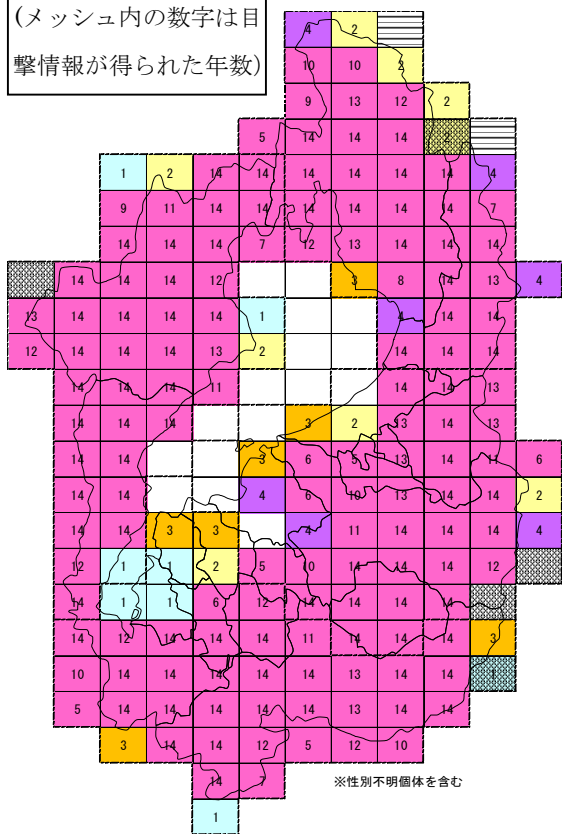
○被害状況

- 農林業被害に加え、森林生態系の衰退による公益的機能の低下が顕著。

○捕獲の状況

- 平成22年度からは、森林税を活用し捕獲を強化、更に平成25年度からは国の交付金も活用し有害駆除の推進を図り、近年は、年間1万頭以上の捕獲を維持。

分布状況
(メッシュ内の数字は目撃情報が得られた年数)



計画期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

計画の実施区域

県全域

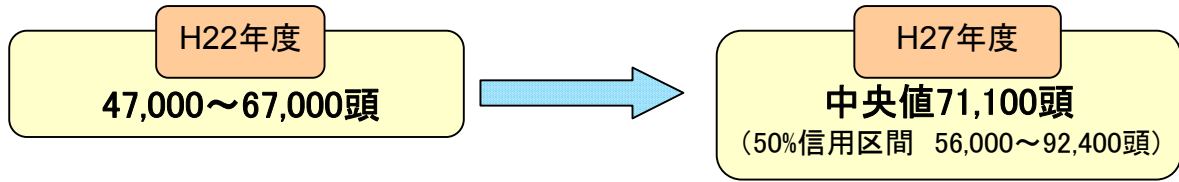
管理の目標

- 農林業や生態系への被害を軽減する
- 増加した生息数を早期に減少する

計画のポイント

推定生息数の見直し

○従来の糞塊密度による生息数の推定では年度間の変動が大きいことから、より精度を高めるために糞塊密度、捕獲頭数、狩猟による目撃効率等により生息数を推定する「階層ベイズ法」(国も採用)による推定方法に変更。



地域	湖北地域	湖東地域	湖西地域	湖南地域	合計
H27年度推定生息数(頭)	31,300	14,100	16,100	9,600	71,100

個体数管理

2次計画 H29年にH22年度生息数から半減させる捕獲頭数

H22年度
生息頭数

67,000頭
57,000頭
47,000頭

の場合

年16,000頭
年13,000頭
年11,000頭

捕獲するとH22生息数から約半減

※(参考)生息頭数として33,500頭を目指す

3次計画

個体数の管理目標

国が示す「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」(平成25年度)では、10年後(平成35年度)までに個体数を半減することを目指していることから、本県においても、平成35年度までに個体数を半減させることを目指して個体数管理を行う。捕獲目標を下表のとおり定め、早期に実現すべく各地域は互いに補完して捕獲能力最大限で捕獲を実施。ただし、湖北地域については、実効性を勘案した捕獲率とし、生息頭数の半減時期は平成35年度以降とする。

第3次計画期間の終期(H33年度末)の生息頭数目標 → 51,900頭

上段: 捕獲目標数

下段: 年度末(捕獲後)の生息頭数

H25年度~H35年度(10年間)で生息数を半減させる(湖北を除く)											単位: 頭
第3次特定計画期間											
	H25	H27	H27捕獲率の倍数	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	合計
湖北	26,900	31,300	2.0倍以上	5,787 32,800	5,657 32,300	5,543 31,800	5,446 31,400	5,366 31,000	30,600	30,300	27,799
湖東	14,600	14,100	1.7倍以上	4,703 12,300	4,112 10,800	3,612 9,500	3,212 8,400	2,862 7,500	6,700 半減達成	6,100	18,501
湖西	18,200	16,100	1.3倍以上	5,773 13,300	5,055 11,600	4,454 10,300	3,947 9,100 半減達成	3,515 8,100	7,300	6,500	22,744
湖南	11,200	9,600	1.0倍以上	3,043 7,800	2,759 7,100	2,511 6,400	2,293 5,900	2,099 5,400 半減達成	4,900	4,500	12,705
合計	70,800	71,100		19,306 66,200	17,583 61,800	16,120 58,000	14,898 54,800	13,842 51,900	49,500	47,400	81,749

年度毎の捕獲目標	19,000	18,000	16,000	15,000	14,000
(うち成獣メスの捕獲目標)	(11,400)	(10,800)	(9,600)	(9,000)	(8,400)

【捕獲頭数の向上や繁殖を抑制するため、以下のような
取組みの推進と新たな方策について検討】

〈これまでの施策を継続〉

- ・ 射撃訓練への支援やわな猟技術講習会の開催などによる狩猟者の育成
- ・ 免許を持たない者も捕獲に関わることで獣害対策への参画意識を高める地域ぐるみの取組み

〈新たな方策についての検討〉

- ・ 成獣メスが積極的に捕獲されるような工夫
- ・ 狩猟による捕獲が盛んになる仕組みづくり
- ・ 捕獲が進まない地域への応援態勢等の仕組みづくり
- ・ 生息頭数などについての他府県との情報共有

【狩猟期間の前倒し】

2次計画

11月15日～3月15日

ニホンジカ、イノシシ以外の獣種
11月15日～2月15日

3次計画

11月1日～3月15日

【変更なし】
ニホンジカ、イノシシ以外の獣種
11月15日～2月15日

被害防除対策

農業被害

- ・ 防護柵の設置
- ・ 集落全体での維持管理

林業被害

- ・ 防護柵、防護ネット、テープ巻き

森林生態系の衰退

- ・ 小面積を囲う植生防護柵設置

生息環境管理

森林の保全・整備

- ・ 伐採箇所の小面積・分散化(餌となる草地の抑制)等

集落・農地周辺の管理

- ・ 餌となるものの極力排除や隠れ場所の刈り払い
- ・ 集落環境点検の実施 等

その他

- ・ 捕獲したシカのジビエ活用